

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

- 2022年 冬号 -



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail lk@iemura.jp URL <https://srwakariyasuku.com/>

日本年金機構の一部の届け出様式変更

今年10月から、日本年金機構の一部の届出様式が変更となっています。対象となる主な届書は、適用事業所名称/所在地変更届、育児休業等取得者申出書/終了届、産前産後休業取得者申出書/変更届、等です。

変更後の届書は日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

協会けんぽの申請・届出様式が変わります

来年1月から協会けんぽの各種申請・届出書の様式が変更されます。傷病手当金支給申請書、高額療養費支給申請書、出産手当金支給申請書などの給付関係の様式に加えて、任意継続関係、被保険者証再交付関係など、多くの書式が変わります。現在の様式も引き続き使用できますが、新様式に比べて事務処理に時間を要することがあります。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat297/>

マイナンバーカードで失業認定

今年10月1日以降にハローワークで失業給付等の受給資格決定をされた方について、希望すれば、マイナンバーカードによる失業認定手続きができるようになりました。

これまで、失業の認定等の際には、顔写真を貼付した雇用保険受給資格者証で本人確認や処理結果の通知をしていましたが、マイナンバーカードによる本人認証を活用することで、顔写真や受給資格者証が不要となります。この取り扱いを希望する場合、受給資格者証は発行されず、各種手続の処理結果は「雇用保険受給資格通知」に印字され、手続の都度、交付されます。

教育訓練給付金についてもマイナンバーカードで本人認証ができるようになりました。

ただし、マイナンバーカードによる失業認定等の手続を希望した場合、それ以降、原則として受給資格者証等

による失業認定手続きに変更することはできません。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221005S0032.pdf>

雇調金・小学校休業等対応助成金

雇用調整助成金の特例措置について、厚生労働省は、今年12月以降は原則として通常の対応に戻すことを決めました。ただし、業況の厳しい事業主については一定の経過措置が設けられます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001008098.pdf>

小学校休業等対応助成金・支援金についても、助成率は維持、日額上限額の特例は廃止で、令和5年3月まで延長される予定です。

講師を務めています

家村が今月、公共職業訓練の経営管理実務科の就職支援授業で特別講義を行う予定です。柏本も今年10月に開始した6か月間の公共職業訓練の講師を務めています。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、職員のシフトを見直し対応しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 09035225025 までお願いします。Zoom や Webex 等にも対応しております。

年末年始休業のお知らせ

弊所は12月29日(木)~1月5日(木)まで
年末年始休業とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

緊急の場合はいつでも上記
家村携帯までご連絡ください。

